

# 親鸞と『西方指南抄』

山 田 恵 文

はじめに

『西方指南抄』は、親鸞が八十四歳から八十五歳にかけて執筆した法然の遺文集である。上・中・下の三巻がそれぞれ本・末に分かれた六冊の形態で、高田専修寺に親鸞真蹟本が所蔵されている。その中には、法然の法語、伝記、消息など全部で二十八部の法然関係の資料が収められている。法然の遺文集としては『西方指南抄』は最初期に成立した書であり、また親鸞の真蹟本が現存しているのであるから、法然研究においても、また親鸞研究においても、極めて重要な資料であることは言うまでもない。ところが、これまでの『西方指南抄』研究を概観すると、この書は親鸞自身による編集本であるのか、それとも何らかの底本をもとに親鸞が写した転写本であるのかという成立問題を中心に、主として書誌的な観点から進められてきたように思われる。<sup>①</sup>

その一方で、『西方指南抄』に収録されている資料の思想内容や、親鸞がこの書を執筆した意義についてはこれまで十分に論じられてきたとは言えない。

本論では、この『西方指南抄』に注目して、親鸞にとってこの書の執筆にはどのような意義があるのか尋ねてみた

いと思う。

## 一、『西方指南抄』の書誌

はじめに『西方指南抄』の基本的な書誌情報を確かめておきたい。専修寺には親鸞真蹟本と、真仏と顕智の筆による書写本（いわゆる副本）とがある。

先に記したように、真蹟本は、上巻（本）・上巻（末）・中巻（本）・中巻（末）・下巻（本）・下巻（末）の六冊の体裁で現存している。そして、上巻（末）の表紙には、親鸞の手によって「釈真仏」と記されているので、弟子真仏に書き与えた書であることが分かる。『三河念仏相承日記』によれば、真仏は顕智などと共に康元元年（一二五六）、親鸞八十四歳時に上洛したことが知られる。その年の十月十三日に三河の薬師寺で念仏をはじめたと記録されており、その後上洛し親鸞と対面したと想定される。その頃親鸞は『西方指南抄』を執筆中であったが、校合を終えた康元二年（一二五七）正月以降に真仏に与えたのであろう。真仏はその後、康元二年（一二五七）の二月から三月にかけて『西方指南抄』を書写している。それが同じく高田専修寺に所蔵されている副本である。

次に奥書の問題に言及しておきたい。各巻末に親鸞による奥書が記されているが、それに依れば、各巻は上巻より順番通りに成立していないことが判明する。奥書にはそれぞれ親鸞がいつ書き終えたか、またはいつ校合を完了したかが記録されている。これまで先学によって取り上げられ、論じられてきたことではあるが、以下掲げておこう。

上巻（本） 康元元（二の誤記か）丁巳正月二日書之 愚禿親鸞八十五歳

上巻（末） 康元元年丙辰十月十三日 愚禿親鸞八十四歳書之

中巻（本） 康元二歳正月一日校之（朱筆）

中巻（本） 康元元（二の誤記か）丁巳正月二日 愚禿親鸞八十五歳校了（朱筆）

愚禿親鸞八十五歳書之(別丁)

中卷(末) 康元元年丙辰十月十四日 愚禿親鸞八十四歳書写之

下卷(本) 康元元丙辰十月卅日書之 愚禿親鸞八十四歳

下卷(末) 康元元丙辰十一月八日 愚禿親鸞八十四歳書之 (一)内は筆者註

以上のように親鸞が執筆を完了した年時が詳しく記されている。時系列で述べれば、康元元年(一二五六)の十月十三日に上卷(末)の執筆が完了している。その後、翌日の十月十四日に中卷(末)が書かれ、十月三十日に下卷(本)、十一月八日に下卷(末)が書かれている。その後、年が明けて康元二年(一二五七)の一月二日に上卷(本)の執筆を完了している。その他、前日の一月一日に上卷(末)の校合を完了したこと、一月二日に中卷(本)の校合を完了したことが、朱筆で記されている。このように十月から翌年の初めにかけて、『西方指南抄』は各卷の順番を問わずに成立していることが分かる。

この不可解な奥書をどのように理解するかは、従来成立問題と結びつけられて論じられてきた。つまり親鸞が自ら編集した本であるのか、それとも転写した本であるのか、論じる際の材料となってきたのである。執筆年次が不順であるのは転写説の有力な根拠となり得るが、一方で編集説の立場を取る論者からもこの疑問の解明がなされている。この問題については、主として生桑完明、赤松俊秀、浅野教信、靈山勝海、平松令三、中野正明などの諸氏によって詳しく論じられてきているので、諸氏の見解に譲りたい。本論においてはそのどちらであるかという問題をとずるのではなく、編集説にしろ転写説にしろ、親鸞が八十四歳の末から八十五歳時の年始にかけて法然の遺文を執筆したという事実の重要性に注目していきたい。つまり、何故この時期に法然の遺文を執筆する必要があったのか、親鸞にとつてどういう意味があったのかという問題である。

ちなみに、法然の遺文集としては、最も初期に成立したとされるのが『法然上人伝記』、いわゆる醍醐本である。

これは法然滅後二十九年頃（一二四一年頃）、源智の弟子の系統の者によって編纂されたと言われている。そして、法然滅後六十二年頃（一二七四年頃）、了惠道光によって編纂された、法然の遺文集としては決定版というべき『黒谷上人語灯録』がある。

それに対して『西方指南抄』は、法然滅後四十四年の成立にあたり、醍醐本以降の成立になる。ところが、醍醐本は現存する本が最古のもので江戸初期の写本であるため、成立当時のまま現存しているものとしては、『西方指南抄』が法然の遺文集として最も古いものとなる<sup>④</sup>。また、『西方指南抄』に収められている資料と、『黒谷上人語灯録』に収められている資料はその多くが重複しているが、一方で、『西方指南抄』にしか収められていない資料があるので、この書が法然研究において極めて重要な書物であることは言うまでもない。

なお『西方指南抄』に収録されている資料の内容から分類すれば、上巻は主として法然の法語が収められているので「教義篇」、中巻は法然の伝記類が収められているので「行実篇」、下巻は手紙類が収められているので「消息篇」と呼ぶことができる。『西方指南抄』に収録されている二十八部の資料名と、他の遺文集との対応については本論末尾に掲載することとする。

## 二、その性格

専修寺に伝わる真蹟本は、親鸞が真仏に書き与えた書であったが、副本は真仏が真蹟本を基に書写したものであり、前五巻が真仏、第六巻目が顕智の筆であることが判明している。そして表紙には「釈覚信」とあるが、これは真仏が覚信のために書写した本であることを示していると考えられる<sup>⑤</sup>。

このように、親鸞の書いた『西方指南抄』は、門弟に与えられ、書写し伝えられてきたのである。当然、親鸞自身、門弟達に読まれるべき本として意識して著した書であると言えよう。そのためこの書には次のような特色が挙げられ

る。

・漢文の資料には訓点が付されている。

・六冊の全般にわたって漢字には読み仮名が振られている。ただし後にしたがってその数は減少していく。

・随時左訓が施されて語句の意味が記されている。

・文章の区切りには朱点が付打れている。これは文章を読み誤らないようにするための配慮であると思われる。

そして特に注目すべきは、親鸞が必要ないと判断したところは「乃至」している点である。たとえば上巻(本)と上巻(末)に収められている「法然上人御説法の事」は、『黒谷上人語灯録』(漢語灯録)において「逆修説法」という名で収められている。これは法然が弟子遵西の父のために行った説法の記録である。大部の資料であり、『西方指南抄』全体の三分の一の分量がある。そしてすでに先学が指摘することだが、この「法然上人御説法の事」は、親鸞によって多くの箇所が「乃至」されている。<sup>⑥</sup>その省略箇所の傾向としては、法然の『観無量寿経』の説法の内、定善・散善の二善三福、九品往生を説いているところに顕著に見られる。当然そこには親鸞の編集意図があると言うべきであろう。つまり省略するという形で、法然の説法の主意を明らかにしようとしているのである。法然の説法の主意は、定善や散善を説明するところではなくて、本願念仏を説くところにあるという親鸞の受け止めが省略という形で表現されているのである。

よってこの点に注目するならば、『西方指南抄』とは、親鸞の受け止めた法然の教えを門弟達に伝えようとした書物であるということが言えるであろう。

以上の諸点を踏まえてこの書の性格を以下のようにまとめておきたい。

①師・法然の教え(法語、消息)と、人々に受け止められてきた法然の姿(伝記)を伝えるもの。特に法然を勢至菩

薩の化身として讃仰する意図が強く見られる。

②親鸞による法然の教えの受け止めが表現されているもの。

この両方の性格を持つのが『西方指南抄』であると位置づけたい。そして、この書をもって、門弟達に法然の教えを伝えようとしたのである。そこに法然の教えを正しく伝えたいという親鸞の思いが込められていることは言うまでもない。<sup>⑦</sup>

### 三、執筆の背景とその意義

では、親鸞はなぜ八十四歳にこの書の執筆を始めたのか。そこにはどのような背景があったのか、思いを巡らしてみたい。まず、八十四歳から八十五歳にかけての親鸞の行実を次頁の年表により確認してみよう。

建長八年（一二五六）以降の二年間における出来事の中、親鸞にとつて最も痛切なる事件は善鸞を義絶したことがある。親鸞が帰洛後、関東では門弟達の間で様々な信仰問題が起こっていた。その子細は、現存する親鸞の消息類から推し量ることが出来る。たとえば、建長三年（一二五一）、親鸞七十九歳時の手紙の中、閏九月二十日付けの手紙には、親鸞が「選択本願は、有念にあらざ、無念にあらざ<sup>⑧</sup>」と教え諭しているが、その同じ年に書かれたと推定される十二月二十六日付けの手紙には、

常陸國中の念佛者のなかに有念・无念の念佛沙汰のきこへさふらふは、ひがごとにさふらふ

〔御消息集〕『定親全』三・一三三頁

と書かれているように、常陸において有念無念の諍論があったことを親鸞は悲しんでいる。同じ手紙の中には、

一念こそよけれ、多念こそよけれなんとまふすこと、ゆめゆめあるべからずさふらふ

〔御消息集〕『定親全』三・一三三頁

とも誠めているように、この時一念多念の諍論があったことが知られる。更には、翌年八月十九日付けの消息には次のように書かれている。

「親鸞」行実（八四〜八五歳）

和 暦	西 暦	年 齢	親鸞行実	関連事項
建長八	一一五六	八四	五月二九日 善鸞を義絶する。 七月二五日 『論註』に加点する。 一〇月三日 『西方指南抄』上末を書く。 一〇月四日 『西方指南抄』中末を書く。 一〇月二五日 八字名号・十字名号を作成。 一〇月二八日 六字名号・十字名号を作成。 一〇月三〇日 『西方指南抄』下本を書く。 一〇月八日 『西方指南抄』下末を書く。 一〇月二九日 『如来二種回向文』を撰述。 一〇月二日 『西方指南抄』上末を校合する。 一〇月二日 『西方指南抄』上本を書く。 一〇月二日 『西方指南抄』中本を校合する。 一〇月二日 『唯信鈔文意』を書写する。 一〇月二日 『唯信鈔文意』を書写する。 一〇月二日 『唯信鈔文意』を書写する。 一〇月二日 『一念多念文意』を撰述。 一〇月二日 『大日本国粟散王聖德太子奉讃』を撰述。 一〇月二日 『浄土三経往生文類』（広本）を書写する。 一〇月二日 執筆中の『正像末法和讃』（草稿本）に二月九日の夢告讃を記す。	一〇月二三日 真仏・顕智・専信が三河に到着。その後、上洛する。
康元元 （二〇月五日改元）				
康元二	一二五七	八五		二月五日〜三月二〇日 真仏『西方指南抄』を書写する。
正嘉元 （三月一四日改元）			閏三月 一日	

煩惱具足の身なればとて、ころにまかせて、身にもすまじきことをもゆるし、くちにもいふまじきことをもゆるし、ころにもおもふまじきことをもゆるして、いかにもころのままにてあるべしとまふしあふてさふらふらんこそ、かへすがへす不便におぼえさふらへ。

〔末燈鈔〕〔定親全〕三・一六頁

煩惱が具わった身だからと言って、身口意の三業において本来すべき事ではないことを思うままにすべきであると主張する「造悪無碍」を親鸞は誠めている。

このように関東の門弟達の間では、念仏の教えに対して有念無念、一念多念、造悪無碍などの異義が存在していた。そのことを悲しむ親鸞は、関東の門弟達を導いてくれることを期待して、自らに代わって息子善鸞を派遣する。

ところが、善鸞は結果的に親鸞の教えに背くことを主張し始めて関東の門弟達を混乱させてしまう。門弟達からの報告によりその実情を知った親鸞は、ついに建長八年（一二五六）、善鸞を義絶したことが五月二十九日付の義絶状より知られる。

第十八の本願をば、しほめるはなにとえて、人ごとに、みなすてまいらせたりときこゆること、まことにはうぼふのとが、又五逆のつみをこのみて、人をそむじまどわさるゝこと、かなしきことなり。ことに破僧の罪とまふすつみは、五逆のその一なり。親鸞にそらごとをまふしつけたるは、ちゝをころすなり、五逆のその一なり。このことゝもつたえきくこと、あさましさまふすかぎりなければ、いまはおやといふことあるべからず、ことおもふことおもいきりたり。三寶・神明にまふしきりおわりぬ、かなしきことなり。

〔定親全〕三・四二―四三頁

義絶状からは親鸞の痛切な思いが感じ取れる。この関東の混乱と善鸞義絶の後に『西方指南抄』の執筆が行われていることに注目すべきであろう。善鸞事件に関わる消息は七月付けで終わる。そこから恐らくは、鎌倉の訴訟の一件が解決し、改めて聖教に向き合う日々を送り始めたのではないだろうか。たとえば『浄土論註』の加點本に七月二十



五日の奥付があるのはそのような情景を彷彿とさせる。そして、善鸞義絶から四ヶ月余り後、『西方指南抄』（上末巻）の執筆が完了している。一体、この行動は親鸞にとってどのような意味があったのであろうか。

この時親鸞は、善鸞の誤った主張により門弟達の信が容易に揺らいでしまったこと、そして息子善鸞を義絶せねばならなかったことに深く心を痛めていた。親鸞は本願の信を伝える「教化」という課題を前にして、改めてその難しさを痛感したに違いない。そのような中、親鸞は自らの信を尋ねるべく、生涯の中の決定的な出来事である法然との出遇いを確かめたのではないだろうか。その姿勢が、『西方指南抄』の執筆となって現れたと見ることができるのはないだろうか。つまり宗教的な試練とも言うべき人生の危機に直面する中で、自分の人生の原点である法然との出遇いを思い、法然の説く本願念仏の教えに改めて聞いていこうとする親鸞の姿を、この書の執筆に見出すことが出来るのではないかと思うのである。

もちろんそれは門弟達に読まれることを前提として、門弟達のために書いたのであろうが、親鸞自身としては師教を聞思するという純真な思いがあったと想像できよう。そしてこの書の完成後、二月九日思いがけないことが親鸞の身に起きたのである。

#### 四、『正像末法和讃』との関係

康元二歳丁巳二月九日の夜寅時夢告にいはいはく

彌陀の本願信ずべし 本願信ずるひとはみな

攝取不捨の利益にて 无上覺おぼさるとるなり

この和讃をゆめにおほせをかふりてうれしさにかきつけまいらせたるなり

正嘉元年丁巳三月一日 愚禿親鸞八十五歳書之（『正像末法和讃』草稿本『定本親鸞聖人全集』二・一五一―一頁）

『正像末法和讃』の草稿本には三十五首連ねた後、この夢告和讃が置かれている。これによれば、親鸞八十五歳二月九日の夜、寅の時に夢告を受けた。そしてこれをうれしさのあまり書き付けたと言う。そしてその年の閏三月一日、つまり夢告を受けてから約二ヶ月後に『正像末法和讃』に記したということが知られる。

さらに八十六歳九月二十四日には、この草稿本を大幅に改訂して『正像末法和讃』（初稿本）を完成する。この時、先の和讃は冒頭に置かれている。つまり、この夢告和讃を受けて『正像末法和讃』を作成したという形式に改められていく。このことから、親鸞にとつてこの夢告がどれほど大きな意味を持っていたかが知られる。

従来、この和讃は、善鸞事件を受けて八ヶ月後に生まれたものであり、その関係性が指摘されてきた。つまり、関東の混乱と善鸞事件は親鸞に末法の自覚を痛切に抱かせた。その痛みから『正像末法和讃』が構想されて、その制作の途中に夢告を感じたという。つまり、宗教的な試練をくぐって生まれた夢告和讃であるということである。

だから、この夢告とは、『正像末法和讃』を制作し、末法を痛み、本願を憶念する中で「無上覚、すなわちこの上ないさとりを得る道は、本願を信じる一道にしかない」という親鸞の確かな領ぎが表出したものであると言える。

しかし、注意すべきは『正像末法和讃』の草稿本は、後に改訂された初稿本、あるいは文明本と異なり、末法を悲歎する和讃が初めから積極的に行なわれていたわけではない。むしろ冒頭の三首が、

〔一首〕五十六億七千萬 彌勒菩薩はとしをへむ

念佛往生信ずれば このたびさとりはひらくべし

〔二首〕念佛往生の願により 等正覺にいたる人

すなわち彌勒におなじくて 大般涅槃をさとるべし

〔三首〕眞實信心をうるゆへに すなわち定聚にいりぬれば

補處の彌勒におなじくて 無上覺を證すべし

（『正像末法和讃』草稿本『定親全』二・一四三頁）

とあるように、「信心を得た人は、弥勒と同じく等正覚にいたり、無上覚をさとする存在である」ということが述べられている。つまり、信心の利益がうたわれているのである。

更に二十三首目には次のようにある。

彌陀智願の廻向の 信樂まことにうるひとは

攝取不捨の利益ゆへ 等正覚にはいたるなり

〔『正像末法和讃』草稿本『定親全』二・一四八頁〕

とあるように、夢告和讃と表現が非常に近い和讃もある。よって本願への信をうたうこのような和讃を作成していく中で、夢にあの和讃が恵まれたということが確かめられるのである。

すると、親鸞に本願の信をうたう和讃の作成を促したものは一体何であったのか、更には「弥陀の本願信すべし」という夢告を生ませる直接的原因となったものは一体何であったのか考えてみる余地は有ろう。そして、そこに『西方指南抄』の執筆を見ることができないかと想うのである。

善鸞事件以降、夢告を受けるまでには八ヶ月ある。その間にあって親鸞にとつて最も大きな仕事として『西方指南抄』の執筆があったことを見落としてはならない。なぜならばこの執筆を通して、親鸞は法然の遺文に触れていくからである。

たとえばこの中には、「源空聖人私日記」（中末巻）や「法然聖人臨終行儀」（中本巻）など、法然の臨終に関する資料がいくつか取められている。親鸞は流罪の地、越後で法然の入滅を知り、法然の臨終には立ち会うことができなかつた。だからこれらの伝記を通して、親鸞は法然の臨終に思いを馳せたということが容易に想像できよう。また『西方指南抄』では私日記をはじめ法然を勢至菩薩の化身と讃える文章が含まれている。それは親鸞が法然を勢至菩薩の化身としてあおいでいることを意味している。

更には、法然の法語や消息を書くという行為には、当然師の教えを聞思していくという意味が生まれる。このよう

に師の姿に出会い、師の教えを聞思していく中で、改めて自分自身の原点である本願との出会いを確かめていくことになったのではないだろうか。そして『正像末法和讃』の制作を経て、「弥陀の本願信すべし 本願信ずるひとはみな 撰取不捨の利益にて 無上覚をばさとるなり」という夢告を感得していくわけである。すると夢告の感得は、親鸞の回心である「雑行を棄てて本願に帰す」という原体験を再確認したという意味をもつ出来事であったと位置づけることが出来るのである。

ちなみに、『正像末法和讃』の草稿本では、二十五首目、二十六首目に、

无碍光佛ののたまはく 未来の有情利せむとて

大勢至菩薩に 智慧の念佛さづけしむ

濁世の有情をあわれみて 勢至念佛すすめしむ

信心のひとを攝取して 浄土に歸入せしめけり

とあるように、勢至菩薩の徳を讃えた和讃が載せられている。

さらにこの草稿本の三十五首目の和讃であり、夢告和讃の直前にあるのは恩徳讃である。

如來大悲の恩徳は 身を粉にしても報ずべし

師主知識の恩徳も 骨をくだきても謝すべし 已上三十四首

このように記されて、その次に夢告和讃が載せられている。「師主知識の恩徳」とうたうところには、当然そこに法然の姿が憶われている。法然から受けた恩徳を憶って和讃を製作する中で、この夢告和讃が生まれたとするならば、そこに直接的、具体的な背景として『西方指南抄』の執筆を見ることも可能であると思う。

おわりに

夢告の後、親鸞は再び積極的に門弟達と消息のやりとりをしたのであろうか。その年に書かれたと推定される九月七日から年末にかけての日付を有する消息が多く遺されている。そこからは真の信心を得て欲しいという門弟達に願いをかける親鸞の姿が忍ばれよう。

その内容は、これまでと異なり「如来等同」「便同弥勒」の主張が頻繁に見られる。夢告を受けて、信心の人は如来と等しいということを積極的に関東の門弟に語り、門弟たちがその意味を尋ねることからやりとりが繰り返されたのであろうと想像される。また法然のおおせである「義なきを義とす」を語り始めるのもこの時期である。この辺りの親鸞の思索については、善鸞事件以降の親鸞の行実を踏まえて考察すべきであろう。その時に、『西方指南抄』の執筆が親鸞の思索にどのような影響を与えたのか、思想的に跡づけていくことが今後の研究課題になると思われる。

註

① 主たる先行研究・解説を以下に掲げておく。

- 高千穂徹乗「西方指南抄に就いて」(『顕真学報』二) 一九三〇  
生桑完明「西方指南抄とその流通」(『高田学報』二) 一九三二  
中沢見明「西方指南抄と漢和語灯録に就て(上)(中)(下)」(『高田学報』二三・二四・二六) 一九三九・一九三九・一九四二  
宮崎円遵「親鸞聖人書誌」(『宮崎円遵著作集』第六卷所収・思文閣出版) 一九四三  
岩田繁三「西方指南抄の研究」(『高田学報』三八) 一九五五  
生桑完明『定本親鸞聖人全集』第五卷解説(法蔵館) 一九五七  
赤松俊秀「西方指南抄について」(『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』所収・塚本博士頌寿記念会) 一九六一

浅野教信「西方指南抄の研究序説」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』三) 一九六四

靈山勝海「西方指南抄の編者について」(『真宗研究』一一) 一九六六

靈山勝海「西方指南抄における省略について」(『印仏研究』一九一) 一九七〇

平松令三『親鸞聖人真蹟集成』第六卷解説(法蔵館) 一九七三

平松令三「西方指南抄の編集をめぐって」(『日本文化と浄土教論攷』所収・井川博士喜寿記念会出版部) 一九七四

平松令三「西方指南抄をめぐって」(『真宗研究』二二) 一九七七

靈山勝海「再説西方指南抄の編者について」(『真宗研究』二三) 一九七九

浅野教信『親鸞聖人「西方指南抄」の研究』上巻(永田文昌堂) 一九八七

中野正明「西方指南抄」の成立について」(『三康文化研究所年報』二二) 一九九〇

靈山勝海『西方指南抄論』(永田文昌堂) 一九九三

足立幸子「西方指南抄」における源空像―私日記を中心にして」(『印仏研究』四三―一) 一九九四

小山正文「西方指南抄中本をめぐって」(『真宗研究』四〇) 一九九八

平松令三・中野正明『増補親鸞聖人真蹟集成』第六卷補記・補説(法蔵館) 二〇〇五

- ② 「建長八年〔丙辰〕十月十三日ニ、薬師寺ニシテ念仏ヲハシム。コノトキ真仏聖人・顕智聖人・専信房(俗名弥藤五殿下人弥太郎男、出家後随念)ソウシテ主従四人御正洛ノトキ、(ヤハキ薬師寺ニツキタマフ)御下向ニハ、顕智聖ハ京ノミモトニ御トウリウ、三人ハスナワチ御クタリ。(『三河念仏相承日記』『真宗史料集成』一・一〇二五頁)なお、ここにある「建長八年」とは、十月五日に改元しているので「康元年」のことである。

- ③ 例えば、編集説を取る浅野は、もともと『西方指南抄』は上中下の三巻構想であったのだが、後に親鸞が各巻を本末に分冊したので起きた現象であると論証している。また、転写説を取る中野は、原本となる底本はもともと六冊であったという立場に立って、各巻の奥書、朱書きと表紙、内題、尾題などを詳しく検討することによって、転写時の状況を推察している。

- ④ 前掲、中野正明「西方指南抄」の成立について」参照。

- ⑤ 覚信は下野国高田の門弟(『親鸞聖人門侶交名帳』)であり、親鸞のもとで亡くなっている。建長八年(一二五六)五月二十

八日付の覚信宛の親鸞消息があるが、この時にはまだ覚信は上洛していない。正嘉二年（一二五八）十月二十九日付の蓮位添状には、覚信は上洛の途中に病氣にかかり、親鸞のもとで息を引き取っている事が詳しく記されている。正元元年（一二五九）閏十月二十九日付の「たかたの入道殿御返事」には「かくしんばうふるとしごろは、かならずかならずさきだちてまたせ給候覧」（『定親全』三・二二頁）とあり、覚信が昨年亡くなったと記載されているので、覚信の入滅は正嘉二年（一二五八）のことであると推定できる。平松は病床の覚信に与えるために真仏が『西方指南抄』を書写したのではないかと推察している（『増補親鸞聖人真蹟集成』第六巻補記）。

⑥ 浅野教信『親鸞聖人『西方指南抄』の研究』上巻、靈山勝海『西方指南抄論』に詳しく論じられている。

⑦ 『西方指南抄』の編集理由について、浅野は法然関係の遺文をまとめる必要に迫られたと推定する（前掲、浅野教信「西方指南抄の研究序説」）。「聖人の帰洛後に輩出した異義異解に対して聖人自からの正統性を確立するためにも、日頃手許に蒐集しつづけた法然上人関係の法語・書簡等を急遽まとめあげる必要に迫られたのであろう」と述べている。正統性を確立するためという見解には賛同しがたいが、異義に動揺する門弟たちに対して、法然の考えを伝える必要があったとは推察される。

⑧ 『末燈鈔』『定親全』三・六一頁

⑨ 『教行信証』後序『定親全』一・三八一頁

『西方指南抄』収録資料

【上本】

（1）法然聖人御說法事（漢語灯録七「逆修說法」）

【上末】

（1）続法然聖人御說法事（漢語灯録七「逆修說法」）

（2）建保四年公胤夢告（醍醐本法然上人伝記「別伝記」）

【中本】

（3）三昧発得記（拾遺漢語灯録上 醍醐本法然上人伝記「三昧発得記」）

\*（ ）内は主たる対応資料

- (4) 法然聖人御夢想記 善導御事（拾遺漢語灯録上「夢感聖相記」）
  - (5) 法語十八条
  - (6) 法然聖人臨終行儀（拾遺漢語灯録上「臨終祥瑞記」 醍醐本法然上人伝記「御臨終日記」）
  - (7) 聖人の御事諸人夢記（法然上人行状絵図三七）
- 【中末】
- (8) 七箇条起請文（漢語灯録一〇「七箇条起請文」）
  - (9) 起請、歿後二箇条事 葬家追善事（漢語灯録一〇「歿後起請文」）
  - (10) 源空聖人私日記
  - (11) 決定往生三機行相
  - (12) 鎌倉の二品比丘尼へ御返事（和語灯録三「鎌倉の二位の禪尼へ進ずる御返事」）
  - (13) 名号の勝徳と本願の体用に就いての問答
- 【下本】
- (14) 念仏の事御返事（和語灯録四「大胡の太郎の妻室へ遣わす御返事」）
  - (15) おほごの太郎へ御返事（和語灯録三「大胡太郎実秀へ遣わす御返事」）
  - (16) しゃう如ばうへ御消息（和語灯録四「正如房へ遣わす御文」）
  - (17) 故聖人の御坊の御消息（和語灯録四「越中国光明房へ遣わす御返事」）
  - (18) 基親取信本願之様（漢語灯録一〇「諸方返報」）
  - (19) 基親の上状と聖人御返事（漢語灯録一〇「諸方返報」）
  - (20) 或人念仏之不審聖人奉問次第第十一条（和語灯録四「十二問答」 醍醐本法然上人伝記「禪勝房への答」）
  - (21) 浄土宗の大意
- 【下末】
- (22) 四種往生事



- (23) 法語〈末代の衆生を云々〉(和語灯録四「黒田の聖人へ遣わす御文」)
- (24) 法語〈末代悪世の衆生の云々〉(和語灯録二「念仏大意」)
- (25) 九条殿北政所御返事(和語灯録三「九条殿下の北政所へ進ずる御返事」)
- (26) 九月十六日附御返事(和語灯録四「熊谷入道へ遣わす御返事」)
- (27) 十三箇条の問答(和語灯録三「要義問答」)
- (28) つのとの三郎殿御返事(和語灯録四「津戸の三郎入道へ遣わす御返事」)